

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）

— 化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ —

国内実施計画（案）

2025年2月

目次

22

23	第1章 はじめに.....	3
24	1. GFC 採択に至る経緯.....	3
25	2. GFC 採択を受けた我が国の取組状況の概観.....	5
26	3. GFC 国内実施計画策定までの手続き.....	5
27	4. この計画が扱う範囲について.....	6
28	第2章 我が国の化学物質管理体系と GFC.....	7
29	1. 我が国の化学物質管理体系.....	7
30	(1) 化学物質管理のための主な法令.....	7
31	(2) 国際協定等への対応.....	8
32	2. GFC に関連する既存の戦略及び計画.....	9
33	第3章 具体的な施策の展開—国内実施計画の戦略.....	11
34	1. 基本的考え方.....	11
35	(1) 目標.....	11
36	(2) 実施主体の役割.....	13
37	2. 具体的な取組事項.....	14
38	戦略的目的 A.....	14
39	戦略的目的 B.....	21
40	戦略的目的 C.....	29
41	戦略的目的 D.....	30
42	戦略的目的 E.....	32
43	第4章 国内実施計画の実施状況の点検と改定.....	38
44		
45		

46 第1章 はじめに

47 「化学物質に関するグローバル枠組み (Global Framework on Chemicals: GFC)
48 ー化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」は、「国際的な化学物
49 質管理に関する戦略的アプローチ (SAICM)」の後継となる新たな枠組みであり、
50 2023年9月に開催された第5回国際化学物質管理会議 (ICCM5) で採択された。
51 この枠組みは、環境と人の健康を保護するために、化学物質と廃棄物の有害な影
52 響を防止、又はそれが実行可能ではない場合は最小化することを目的としてお
53 り、マルチセクター (農業、環境、保健、教育、金融、開発、建設、労働等) に
54 おけるマルチステークホルダー (政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界
55 等) による、ライフサイクルを通じた化学物質管理の自主的な枠組みである。

56 我が国では GFC の採択を受け、これに基づく GFC 国内実施計画を策定するた
57 め、政府内に GFC 関係省庁連絡会議を設置し、GFC 国内実施計画の策定を進めて
58 きた。市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が参加する意見
59 交換等の場である「化学物質と環境に関する政策対話」での議論や、パブリック・
60 コメントで寄せられた意見等を踏まえつつ、今般、GFC 国内実施計画を取りまと
61 めたところである。

62 本国内実施計画は、GFC の理念であるマルチセクターにおける取組を実現すべ
63 く、我が国の化学物質管理に関わる各分野で実施されている具体的な施策や今
64 後の方向性を踏まえ作成したものであり、化学物質のライフサイクル全体に係
65 る包括的な化学物質管理を示すものである。

66

67 1. GFC 採択に至る経緯

68 2002年に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議 (ヨハネスブルグ・
69 サミット、WSSD) で採択された実施計画において、「化学物質が、人の健康と環
70 境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年
71 ままでに達成する」との国際目標、いわゆる WSSD2020年目標が合意され、この目
72 標の達成に向けた国際戦略及び行動計画として、2006年に SAICM が採択された。

73 これを踏まえ、各国政府、国際機関、産業界、NGO 等の各ステークホルダーが
74 様々な取組を進めてきた。我が国においても2012年に SAICM 国内実施計画を策
75 定し、(1) 科学的なリスク評価の推進、(2) ライフサイクル全体のリスクの削
76 減、(3) 未解明の問題への対応、(4) 安全安心の一層の増進、(5) 国際協力・
77 国際協調の推進、(6) 今後検討すべき課題、の6つの分野について国が重点的
78 に取り組むべき事項を設定し、それに基づく化学物質管理を推進した。

79 これらの取組に一定の進捗は見られたものの、2019年4月に国連環境計画
80 (UNEP) が公表した報告書「Global Chemicals Outlook II」等の指摘によれば、
81 世界全体としては WSSD2020年目標を達成するのは困難と評価され、全てのス
82 テークホルダーによる、より野心的な世界的行動が緊急に必要であるとされた。こ

83 の報告等を踏まえ、2020年以降の新たな化学物質管理のあり方について議論が
 84 行われ、2023年9月に開催された ICCM5 において、新たな化学物質管理の枠組
 85 みである「化学物質に関するグローバル枠組み — 化学物質や廃棄物の有害な
 86 影響から解放された世界へ（GFC）」が採択された。GFCは、様々なセクター・ス
 87 テークホルダーがライフサイクルを通じた化学物質管理に取り組むべき事項を
 88 包括した5つの戦略的目的及び28のターゲット等で構成されている（以下概略
 89 図）。

GFC 戦略的目的とターゲット

戦略的目的A：法的枠組・組織的メカニズム・能力の実装

- ↑ ターゲット
- A1：政府は、2030年までに法的枠組みを採択・実施・執行し、適切な組織能力を構築。
 - A2：政府間組織は、2030年までに化学物質・廃棄物戦略の効果的な実施のため、ガイドラインを策定。
 - A3：企業は、2030年までに化学物質の悪影響を特定・防止・最小化するための措置を実施。
 - A4：関係主体は、2030年までに化学物質と廃棄物の違法貿易・取引を効果的に防止。
 - A5：政府は、2030年までに国内で禁止されている化学物質の輸出対応に向けて国際義務に沿って取組
 - A6：全ての国は、2030年までに不可欠な能力を備えたポイズンセンターへのアクセスを有する
 - A7：関係主体は、2035年までにリスクが管理されている場合等を除き、農業で有害性の高い農業の段階的廃止措置を講じ、代替への移行等を促進。

戦略的目的B：知識・データ・情報の生成・公開・アクセス

- ↑ ターゲット
- B1：2035年までに化学物質の特性に関する包括的なデータ・情報が生成され、利用・アクセス可能となっている。
 - B2：関係主体は、2030年までにバリューチェーンにわたり、素材・製品中の化学物質に関する情報を可能な限り利用可能に。
 - B3：関係主体は、2035年までに化学物質の製造や化学物質・廃棄物排出・放出データを生成・公開。
 - B4：関係主体は、2035年までに有害・リスク評価や廃棄物管理の指針、最良の慣行、標準化ツールを適用。
 - B5：2030年までに化学物質の安全性・持続性・安全な代替・便益に関する教育、研修、意識啓発プログラムを策定・実施。
 - B6：全ての政府は、2030年までに適宜各国の状況に応じて、全ての関連部門においてGHSを実施。
 - B7：関係主体は、2030年までに人体中濃度、ばく露源、生物相や環境の監視データ・情報を可能な限り生成・公開。

戦略的目的C：懸念課題の特定・優先化・対応

- ↑ ターゲット
- C1：特定された懸念課題についてタイムラインを含むプロセス・作業プログラムを策定・採択・実施。

90
91

GFC 戦略的目的とターゲット

戦略的目的D：製品チェーンでの安全な代替と革新的・持続可能な解決策の実装

- ↑ ターゲット
- D1：企業は、2030年までに持続可能な化学と資源効率性の進展に向けて一貫して投資し、革新を達成。
 - D2：政府は、2035年までに安全な代替や持続可能なアプローチを使用する生産を奨励する政策を実施
 - D3：民間部門は、2030年までに財政方針やビジネスモデルに適正管理の実施戦略等を統合し、国際的報告基準等を適用。
 - D4：関係主体は、2030年までに研究や革新プログラムにおいて持続可能な解決策や安全な代替を優先
 - D5：政府は、2030年までにより安全でより持続可能な農業の慣行を支援するための政策やプログラムを実施。
 - D6：2030年までに主要産業・経済部門において化学物質と廃棄物戦略が策定・実施される。
 - D7：関係主体は、2030年までにサプライチェーンにわたり、効果的な労働安全衛生慣行及び環境保護措置を実施。

戦略的目的E：リソース動員・パートナーシップ・協力・能力形成の増強等

- ↑ ターゲット
- E1：政府は、2035年までに部門計画、予算、開発計画、開発援助政策等において化学物質と廃棄物分野を主流化。
 - E2：2030年までに関係部門・主体におけるパートナーシップやネットワークを強化
 - E3：全ての部門で、適正管理に必要となる全てのソースからの資金を特定・動員。
 - E4：適正管理の実施のための資金ギャップが特定され、能力形成のために検討。
 - E5：政府は、2030年までに適正管理に関する費用を内部化する政策を実装するための措置を講じる
 - E6：関係主体は、2030年までにその環境・保健・労働政策とのシナジーや関係性を適宜特定し、強化。

※「関係主体 (stakeholders)」には、政府、地域経済統合機関、政府間組織、市民社会、産業界、企業、金融部門、開発銀行、学術界、労働者、小売業者、個人などが含まれるが、これらに限定されるものではない。また、「部門 (Sectors)」には、農業、環境、保健、教育、金融、開発、建設、労働が含まれるが、これらに限定されるものではない。

92
93

94 **2. GFC 採択を受けた我が国の取組状況の概観**

95 GFC の採択を受け、我が国では 2024 年 5 月に閣議決定した第六次環境基本計
96 画において GFC の戦略的目的に沿って包括的な化学物質管理政策を以下の 5 点
97 に整理して推進していくこととした。

- 98 ① ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メ
99 カニズム及び能力構築
- 100 ② 情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報が作成され、
101 利用が可能となりアクセスできる状態の確保
- 102 ③ 懸念課題への対応
- 103 ④ 製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能
104 な解決策の整備を通じた環境リスクの予防・最小化
- 105 ⑤ 効果的な資源動員、パートナーシップ、協力、キャパシティビルディング
106 及び関連する意思決定プロセスへの統合を通じた実施の強化

107 また、2024 年 8 月に閣議決定した第五次循環型社会形成推進基本計画におい
108 ても、GFC に基づき、ライフサイクル及びバリューチェーン全体を通じ、材料や
109 製品に含まれる化学物質に関する信頼できる情報を可能な限り入手可能とする
110 取組等を推進することとした。

111 GFC の国際的な実施への貢献としては、アジア太平洋地域のフォーカルポイン
112 トを務める、進捗管理指標策定のための作業部会の共同議長を務める等、GFC の
113 国際的な実施・推進に貢献してきた。

114

115 **3. GFC 国内実施計画策定までの手続き**

116 GFC 国内実施計画の策定は、GFC に沿った我が国の化学物質管理施策に係る関
117 係省庁の連携に資するとともに、我が国の取組状況を国内外の関係者に示し、関
118 係者の取組を確実に実施する上で必要である。また GFC 枠組み文書「VI. 実施支
119 援メカニズム」における「B. 国内実施」においても国内実施計画の策定が記載さ
120 れている。

121 以上のことから、上記基本計画への GFC の位置づけも踏まえつつ、より詳細
122 な実施計画を策定するため、2024 年 4 月に GFC 関係省庁連絡会議を設置した。
123 GFC 関係省庁連絡会議は 2024 年 4 月、9 月、12 月に開催され、各省庁の GFC に
124 関係する施策等の包括的な整理を行うなど、GFC 国内実施計画の策定作業を進め
125 た。

126 また、GFC においては、マルチセクター、マルチステークホルダーの参加が推
127 奨されていることから、その実施計画の策定過程では、市民、労働者、事業者、
128 金融、行政、学識経験者等の様々な主体が参加する意見交換等の場である「化学

129 物質と環境に関する政策対話」の場を活用し各主体からの意見集約を行う¹とと
130 もに、2025年3月には、案を公表して国民からの意見聴取を行った。

131

132 4. この計画が扱う範囲について

133 GFC 枠組み文書「III. 対象範囲」では、GFC の対象範囲を以下のとおり規定し
134 ていることから、本国内実施計画も同様の対象範囲を取り扱うこととした。

135

136 8. 枠組みの対象範囲は、製品や廃棄物を含む化学物質のライフサイクルである。
137 この枠組みは、化学物質と廃棄物の適正管理を強化するためのイニシアティ
138 ブを促進し、これまでに策定された化学物質と廃棄物に関する他の文書を十
139 分に考慮し、新たな文書を考慮する上で十分な柔軟性を有する。

140 9. 枠組みは、多様な主体と多部門の性質を有する。環境、保健、農業及び労働
141 を含む全ての関連部門と、地域、国、地域及び世界レベルでの化学物質のラ
142 イフサイクルにわたる主体の関与を包含し、化学物質と廃棄物の適正管理に
143 極めて重要な環境的及び社会的側面を考慮する。

144

145 具体的には、上記の関連する国内法令、国際協定対応、戦略・計画を可能な限
146 り幅広く含め、GFC 枠組み文書における戦略的目的及びターゲットに沿って、我
147 が国として実施する取組の概要をとりまとめた。実施計画に記載する具体的な
148 取組は、原則として国の施策・事業等としたが、地方公共団体、事業者、国民、
149 民間団体等に期待される役割についても記載した。他方、化学物質の軍事的使用
150 制限等に関する事項は、本計画で対象とする化学物質のライフサイクルには含
151 めない。

152 加えて、ターゲットによっては国以外の主体が実施すべき事項もあることか
153 ら、化学物質と環境に関する政策対話において集約され、戦略的目的及びターゲ
154 ットに沿って整理された各主体の取組事項についても付属書 A として盛り込ん
155 でいる。なお、指標については、今後の GFC での議論を踏まえて、我が国として
156 の指標の検討を行い、本計画の指標として設定する。

157

¹ 第 20 回、第 21 回化学物質と環境に関する政策対話（2024 年 11 月、2025 年 2 月）

158 **第2章 我が国の化学物質管理体系とGFC**

159 **1. 我が国の化学物質管理体系**

160 **(1) 化学物質管理のための主な法令**

161 我が国における化学物質管理に係る法令のうち、本国内実施計画に関連する
162 主な法令は以下のとおり（SAICM 国内実施計画付属資料（2012年9月）を基に作
163 成）。

164

165 （労働環境）

- 166 ・ 毒物及び劇物取締法
- 167 ・ 労働安全衛生法
- 168 ・ 農薬取締法

169

170 （消費者）

- 171 ・ 毒物及び劇物取締法（再掲）
- 172 ・ 農薬取締法（再掲）
- 173 ・ 食品衛生法
- 174 ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬
175 品医療機器法）
- 176 ・ 家庭用品品質表示法
- 177 ・ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（家庭用品規制法）
- 178 ・ 建築基準法

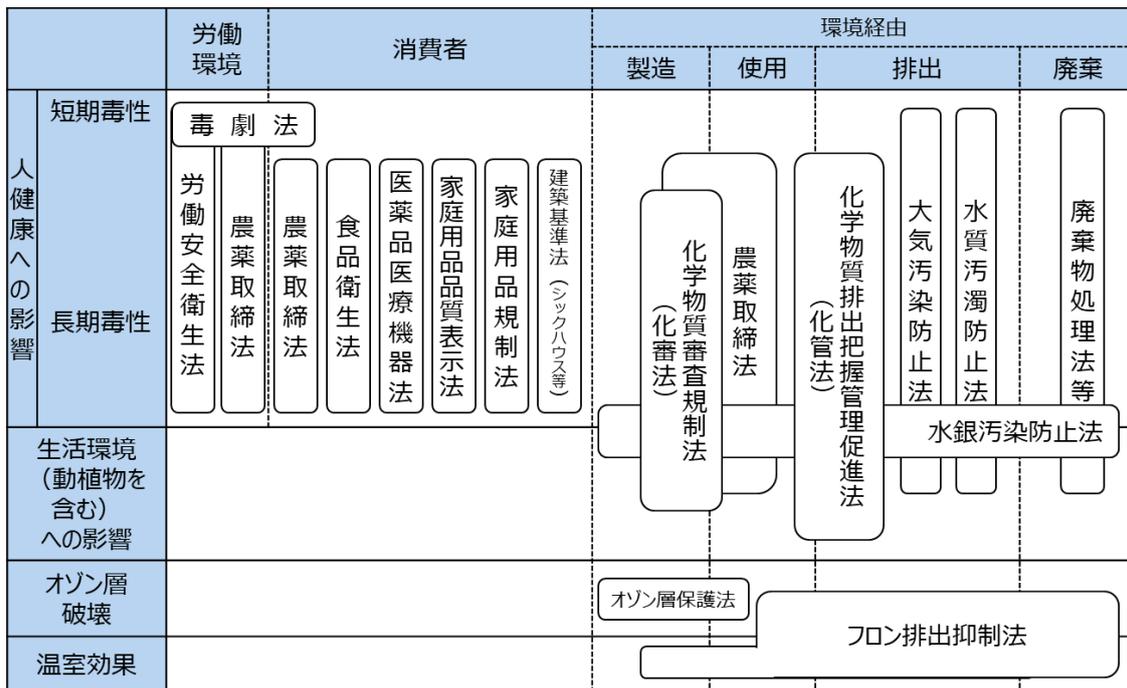
179

180 （環境経由）

- 181 ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化学物質審査規制法）
- 182 ・ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）
- 183 ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）
- 184 ・ 農薬取締法（再掲）
- 185 ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法
186 律（化学物質排出把握管理促進法）
- 187 ・ 大気汚染防止法
- 188 ・ 水質汚濁防止法
- 189 ・ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）
- 190 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

191

192



193

194

195

(2) 国際協定等への対応

196

化学物質管理に係る国際協定であって我が国が加入しているもののうち、本
国内実施計画に関連する主な国際協定等は、以下のとおり。

197

198

199

- ・ 危険物の輸送に関する国連勧告 (TDG)

200

- ・ 廃棄物及びその他の物質の投棄による海洋汚染防止条約 (ロンドン条約)

201

- ・ 1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書 (マルポール条約)

202

- ・ オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書

203

- ・ 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分に関するバーゼル条約

204

- ・ 職場における化学物質の使用における安全に関する条約 (ILO 第170号条約)

205

- ・ 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質および駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約 (PIC条約)

206

- ・ 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs条約)

207

- ・ 2001年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約 (AFS条約)

208

- ・ 水銀に関する水俣条約

209

- ・ 化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS)

210

211

212

213

214

215 2. GFC に関連する既存の戦略及び計画

216 本計画が扱う化学物質管理の範囲に関連する既存の戦略及び計画を以下に示
217 す。これらの関連戦略・計画については本計画の策定に当たり考慮するが、本計
218 画はこれらを補完し、その実施を支援するものであり、重複することは意図して
219 いない。

220

221 ○環境基本計画

222 環境基本法（1993 年法律第 91 号）第 15 条に基づき、2024 年 5 月に閣議決定
223 された第六次環境基本計画では、個別分野の重点的施策の一つとして「化学物質
224 管理」を位置付け、「今後は、我が国の化学物質管理政策を、GFC で合意された
225 5 つの戦略的目的の達成に寄与するもの」として推進していくとしている。

226

227 ○循環型社会形成推進基本計画

228 循環型社会形成推進基本法（2000 年法律第 110 号）第 15 条に基づき、2024 年
229 8 月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画では、GFC を踏まえて
230 「循環経済の移行に際して化学物質による汚染防止のためには、化学物質を含
231 む製品や素材の上流から下流まで及び再生段階を含めたライフサイクル全体を
232 通じて化学物質と廃棄物の適正管理を着実に実施していくことが不可欠である」
233 としている。

234

235 ○生物多様性国家戦略

236 生物多様性条約第 6 条及び生物多様性基本法（2008 年法律第 58 号）第 11 条
237 に基づき、また、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」を踏まえて第 6 次戦
238 略として 2023 年 3 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、
239 行動目標の一つとして「汚染の削減（生物多様性への影響を減らすことを目的と
240 して排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする）や、侵略的外来
241 種による負の影響の防止・削減（侵略的外来種の定着率を 50%削減等）に資す
242 る施策を実施する」を位置づけ、化学物質管理の推進等を行うとしている。

243

244 ○労働災害防止計画

245 労働安全衛生法（1972 年法律第 57 号）第 6 条に基づき、2023 年 3 月に策定さ
246 れた第 14 次労働災害防止計画では、重点事項の一つとして「化学物質等による
247 健康障害防止対策の推進」が位置付けられ、特に「化学物質による健康障害防止
248 対策」及び「石綿、粉じんによる健康障害防止対策」については、国・事業者の
249 取り組むこと及びアウトプット・アウトカム指標が取りまとめられている。

250

251 ○みどりの食料システム戦略

252 農林水産省が2021年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」では、化
253 学物質管理に関連するKPI（重要業績評価指標）として、「2050年までに、化学
254 農薬使用量（リスク換算）の50%低減」が位置づけられている。

255

256 ○水銀等による環境の汚染の防止に関する計画

257 水銀に関する水俣条約第20条及び水銀汚染防止法（2015年法律第42号）第
258 3条に基づき、2017年10月に計画を策定している。

259

260 ○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画

261 残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約第7条に基づき、国
262 内実施計画を策定。条約の進展に合わせて定期的に改定している（直近の改定は
263 2020年11月）。

264

265 ○我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するた 266 めの計画

267 ダイオキシン類対策特別措置法（1999年法律第105号）第33条に基づき、
268 2000年9月に計画を策定し、2005年6月と2012年8月に2度改訂している。

269

270 ○環境研究・環境技術開発の推進戦略

271 環境基本計画に基づき、2024年8月に策定した第5次戦略では、「『ウェルビー
272 ーイング／高い生活の質』につながる経済社会システムの実現」を目的に、化学
273 物質管理に関連する重点課題として、「化学物質等の包括的なリスク評価・管理
274 の推進」等が挙げられている。

275

276 ○持続可能な窒素管理に関する行動計画

277 国連環境総会（UNEA）において、2019年に持続可能な窒素管理に関する決議
278 （決議4/14）が採択され、2022年に同決議（決議5/2）において、加盟国が国
279 家行動計画を策定することを奨励した。これを踏まえて2024年9月に「持続可
280 能な窒素管理に関する行動計画」を策定した。

281

282 **第3章 具体的な施策の展開—国内実施計画の戦略**

283 **1. 基本的考え方**

284 **(1) 目標**

285 第2章を踏まえ、GFCのビジョン・戦略的目的・ターゲットの達成を目標とし
286 て取組を進める。

287

288 ○GFCのビジョン

289 「安全で健康的かつ持続可能な未来のために、化学物質や廃棄物の有害な影
290 響から解放された世界へ」を実現すること。

291

292 ○5つの戦略的目的と28のターゲット

戦略的目的A： ライフサイクルを通じて、化学物質の安全で持続可能な管
理を支援し、達成するための法的枠組み、組織的メカニズ
ム及び能力が整備されている。

これに紐付く7つのターゲットが設定されている。

戦略的目的B： 情報に基づいた意思決定と行動を可能にするために、包括
的で十分な知識、データ及び情報が生成され、利用可能で、
全ての人に入手可能である。

これに紐付く7つのターゲットが設定されている。

戦略的目的C： 懸念課題が特定され、優先順位が付けられ、対処される。

これに紐付く1つのターゲットが設定されている。

戦略的目的D： 人の健康と環境へのベネフィットが最大化され、リスクが
防止され、防止が実行不可能な場合は最小化されるように、
製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革
新的で持続可能な解決策が存在する。

これに紐付く7つのターゲットが設定されている。

戦略的目的E： 増大した効果的なリソース動員、パートナーシップ、協力、
能力形成及び全ての関連する意思決定プロセスへの統合を
通じて、実施が強化される。

これに紐付く6つのターゲットが設定されている。

293

294

295 なお、実施に当たっては、GFC が定める以下の原則とアプローチに加え、「環
296 境と開発に関するリオ宣言」の原則及びアプローチに従って行うものとする。

297 ・ **知識と情報**：地域内及び地域間に専門知識があり、自由で事前の同意に基
298 づき共有される伝統的知識や先住民の知識体系を含む知識の共有に対す
299 る強力な支援がある。枠組みは、化学物質の管理と廃棄物の処理に関して
300 情報共有や科学的根拠に基づく意思決定を行うための情報へのアクセス
301 を促進する。全てのレベルにおける適正な化学物質の管理と廃棄物の処理
302 の実施は、利用可能な最良の科学によって支援されるべきである。

303 ・ **透明性**：透明性は、情報共有に基づく正当な意思決定プロセスを確保する
304 ために不可欠である。枠組みは、実施のあらゆる側面において、情報の透
305 明性を支援する。意思決定プロセスへの参加能力、市民の啓発の奨励、化
306 学物質とその使用に関する関連情報及び環境情報へのアクセスは、人の健
307 康と環境の保護の基礎である。司法への効果的なアクセスは、人々が、自
308 身の声を届け、権利を行使し、差別に反論するために重要である。

309 ・ **人権**：化学物質と廃棄物の適正管理の実施は、人権並びに人の幸福及び尊
310 厳の完全な享受に貢献する。

311 ・ **脆弱な状況にある集団**：化学物質と廃棄物へのばく露・接触は、こども、
312 若者、高齢者、障がい者、女性、労働者、移住者、農民、貧困にあえぐ人々、
313 先住民族や地域コミュニティなど、脆弱な状況にある人々に偏った影響を
314 与えることが多い。枠組みを実施する際には、人の健康と環境を保護する
315 ために、これらの集団に配慮すべきである。

316 ・ **ジェンダー平等**：女性は変革の担い手であり、化学物質と廃棄物の課題に
317 取り組む上で不可欠である。枠組みは、意思決定を含む枠組み実施のあら
318 ゆる側面において、女性の完全かつ平等な参加とジェンダーを包摂するア
319 プローチを通じて、ジェンダー平等を推進する。

320 ・ **未然防止アプローチ**：未然防止は、化学物質と廃棄物によるリスクの低減
321 を目指す全ての活動の特徴である。階層的アプローチは、疾病や傷害又は
322 環境への有害な影響を引き起こす可能性のある有害性へのばく露を防止
323 し、防止が不可能な場合は最小限に抑えるために、一次予防に優先順位を
324 付けることからなる。有害化学物質へのばく露防止とその代替は、世代間、
325 社会的及び環境的正義に貢献する。安全で持続可能な化学物質の開発と使
326 用は、化学物質と廃棄物の適正管理の優先事項である。

327 ・ **公正な移行**：持続可能な生産への移行は、地域社会、健康及び生活に予期
328 せぬ影響を及ぼす可能性がある。化学物質と廃棄物の適正管理を伴う環境
329 的に持続可能な経済への公正な移行は、全ての人のためのディーセント・
330 ワーク、社会的包摂、人権の保護及び貧困の撲滅という目標に貢献する。

331 ・ **連携と参加**：技術協力のためのネットワーク、パートナーシップ及びメカ
332 ニズムは、開発途上国の状況及びこれらの国に必要とされる能力形成を考
333 慮した上で、効果的な能力形成、共通の関心事項に関する作業及び情報交
334 換のために重要である。

335

336 **(2) 実施主体の役割**

337 上記の目標の達成に向けて取組を進めるには、①本国内実施計画の実施主体
338 である国と、化学物質対策に関連する、②地方公共団体、③国民、④NGO・NPO、
339 ⑤大学等の学術・研究機関、⑥労働者、⑦事業者等、様々な主体の連携が必要不
340 可欠である。その際、各実施主体に期待される役割は以下のとおりである。

341

342 **① 国が果たすべき役割**

343 国は、GFC や本国内実施計画が目指す化学物質の適正な管理について、法制度
344 の整備や普及・啓発、教育、対話等の機会の充実、課題への対応等を通じて、マ
345 ルチセクターとマルチステークホルダーによる取組の基盤を整備する。

346

347 **② 地方公共団体に期待される役割**

348 地方公共団体は、地域の状況に応じた法令・条例の着実な施行等に加え、中小
349 事業者も含めた事業者によるライフサイクルを通じた化学物質管理の一層の促
350 進、地域でのリスクコミュニケーションの推進、事故・災害対応等において重要
351 な役割を果たすことが期待される。

352

353 **③ 国民に期待される役割**

354 国民は、表示等の情報媒体により、各主体からの化学物質のリスクに関する正
355 確な情報へのアクセスと理解に努め、消費者として、健康影響のおそれや環境負
356 荷の少ない商品の選択や廃棄物の適正な処理等、自らの生活で使用する化学物
357 質によるリスクを回避するための行動につなげることが期待される。

358

359 **④ NPO・NGO に期待される役割**

360 NPO・NGO は、各主体に対して、化学物質に関する客観的でわかりやすい情報
361 提供やアドバイス等、積極的な取組を自ら行うとともに、国民、事業者、行政等
362 の各主体による活動のつなぎ手となることが期待される。

363

364 **⑤ 大学等の学術・研究機関に期待される役割**

365 大学等の学術・研究機関は、化学物質管理に関する学術的・専門的な知見を充
366 実させ、客観的かつ信頼できる科学的情報を分かりやすく提供することなどに

367 より、化学物質の適正な管理に向けての政策決定や各主体の具体的な行動を支
368 援することが期待される。

369

370 ⑥労働者に期待される役割

371 労働者は、作業現場での健康影響及び事故防止のため、危険又は健康障害を生
372 ずるおそれのある化学物質の製造又は取扱い等の作業に従事するに当たって、
373 法規制を遵守し、労働者の安全と健康の確保等をするとともに、事業者その他の
374 関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力することが期待される。
375 同時に、職場での危険や健康不安のおそれがある場合、事前に事業者と協議し災
376 害を未然に防止するように努めることが期待される。

377

378 ⑦事業者期待される役割

379 事業者は、開発、製造、輸入、販売、使用、廃棄、再資源化等を行う際に、関
380 係法令を遵守するだけでなく、自主的な化学物質の評価・管理、情報提供、地域
381 住民との対話等に取り組むことが期待される。特に、化学物質や製品の危険・有
382 害性情報や、安全に使用するために必要な情報が、消費者も含めた関係者に適切
383 に伝達され、入手可能となるよう、積極的に取り組むことが期待される。

384

385 2. 具体的な取組事項

386 GFC の戦略的目的及びターゲット、我が国の SAICM 国内実施計画の最終の進捗
387 点検結果（2020 年 2 月）の総括において取りまとめた今後の課題を踏まえて、
388 国の具体的な取組事項について GFC の戦略的目的に基づき記述したものは以下
389 のとおりである。

390 なお、GFC 国内実施に向けた国以外の各主体の主な貢献については付属資料の
391 とおり。

392

393 戦略的目的 A

394 ライフサイクルを通じて、化学物質の安全で持続可能な管理を支援し、達成す
395 るための法的枠組み、組織的メカニズム及び能力が整備されている。

396

397 **ターゲット A1：2030 年までに、各国政府は、その国の状況に適した形で、化学**
398 **物質と廃棄物による有害な影響を防止し、防止が実行不可能な場合は、最小化**
399 **するための法的枠組みを採択し、実施し、執行しており、適切な組織的能力を確**
400 **立している。**

401

402 我が国では、これまで SAICM に基づく化学物質管理施策を進めてきた。引き
403 続き、化学物質管理の確実な実施、科学的知見の収集・整理の継続的な実施によ

404 る取組内容や各基準等の検討・見直し、諸外国の法制度との調和化を進めること
405 に加え、各法令間のギャップを最小化するために法令間の連携や調整を強化す
406 ることで、ライフサイクル全体での包括的な管理の確実な実施を進めていく。

407 各関係法令に基づく取組事項は以下のとおりである。

408

409 「化学物質審査規制法」に基づく新規化学物質の事前審査、一般化学物質等の
410 スクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価を引き続き円滑に実施
411 するとともに、厚生労働省、経済産業省、環境省において、進捗状況の確認及び
412 進行管理を適切に行う。

413

414 「化学物質排出把握管理促進法」に基づき、事業者から届け出られた環境への
415 排出量や廃棄物等に含まれる移動量の集計結果及び国で推計を行った届出対象
416 外の排出量の集計結果の公表等を着実に実施し、引き続き、事業者による化学物
417 質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障の未然防止を図る。また、
418 同法に基づく特定の化学物質の環境への排出量等の把握・届出に関する措置
419 (PRTR 制度) 及びその性状や取扱いに関する情報の提供に関する措置 (SDS 制
420 度) について、最新の科学的知見や国内外の動向を踏まえ、必要に応じて見直し
421 を行っていく。

422

423 大気汚染に係る環境基準として、人の健康の保護の観点から、「環境基本法」
424 に基づき 10 物質 (ダイオキシン類を除く。) が定められ、また、環境中の有害大
425 気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針値が 11 物質について定め
426 られている。環境基準又は指針値が設定された化学物質等については、科学的知
427 見の充実を継続的に進めて必要な検討を行うとともに、環境基準又は指針値が
428 設定されていない化学物質については、その設定に向けた科学的知見の収集・整
429 理やリスク評価手法に関する検討を継続的に実施し、環境基準等の設定等を引き
430 続き進める。

431 「大気汚染防止法」では、工場等におけるばい煙の排出等を規制しており、大
432 気汚染物質の排出状況及び同法で規定する施設等の届出状況等について把握し、
433 大気汚染防止の取組に資するため、固定発生源から排出された大気汚染物質量
434 の調査や都道府県等の大気汚染防止法施行状況調査を実施しているが、引き続
435 き、これらの取組を円滑に実施する。

436

437 水質汚濁に係る環境基準については、「環境基本法」に基づき、公共用水域で
438 は人の健康を保護に関する項目が 27 項目 (ダイオキシン類を除く。)、生活環境
439 を保全に関する項目が 13 項目、地下水では 28 項目が定められている。また、
440 環境中での検出状況や複合影響等の観点からみて、直ちに環境基準とせず、引き
441 続き公共用水域の検出状況などに関する知見の集積が必要な物質として要監視

442 項目を策定している。基準値、指針値、各項目等は、常に適切な科学的判断が加
443 えられ改訂を行う必要があり、引き続き、追加・見直し作業を進める。

444 「水質汚濁防止法」では、汚水または廃液を排出する特定施設等を設置する工
445 場又は事業場から公共用水域に排出される排水又は地下に浸透する浸透水に
446 ついて、28 の有害物質の排水基準又は地下浸透基準を定め、これらに適合しな
447 い排出・浸透を禁止している。特に、有害物質を使用又は貯蔵している施設につ
448 いては、地下水汚染の未然防止のため、構造基準の遵守や定期点検の実施を義務
449 づけている。また、排水基準等に不適合の事業者について、基準等に適合させる
450 ように地方公共団体による事業者指導を徹底している。引き続き、これらの取組
451 を円滑に実施する。

452

453 土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき29項目（ダイオキシン
454 類を除く。）が定められている。土壌環境基準は、地下水等の摂取に係る健康影
455 響の防止の観点では水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境
456 基準等に適合するようにする考え方で、食料を生産する機能の保全の観点では
457 農用地土壌汚染防止法の対策地域の指定要件に準拠したものとする考え方で設
458 定している。土壌環境基準の基準値の変更や項目の追加等について、科学的な判
459 断の向上や、土壌汚染の状況等の変化に伴い、引き続き見直し作業を進める。

460 「土壌汚染対策法」では、各都道府県、同法政令で定める市が把握している特
461 定有害物質による土壌汚染の状況等を把握し、今後の土壌汚染対策の推進に資
462 する資料として取りまとめている。この結果を踏まえ、課題の抽出や改善策の検
463 討を行った上で、環境リスクの適切な管理を推進している。また、汚染土壌の運
464 搬、管理の適正化を図り、適正な汚染土壌の処理を推進している。引き続き、こ
465 れらの取組を円滑に実施する。

466

467 「農薬取締法」では、農薬の登録制度を設けることにより、最新の科学的知見
468 に基づく審査を行い、効果があり、人の健康や環境に対して安全と認められたも
469 ののみ使用方法を定めた上で農薬として登録している。登録後も定期的に最新
470 の科学的知見に基づき安全性等の再評価を行っている。引き続き科学的知見に
471 基づき関係機関と連携して農薬の安全性確保に取り組んでいく。

472

473 「農用地土壌汚染防止法」では、人の健康保護及び農作物等の生育阻害の防止
474 の観点から定められた特定有害物質3物質による農用地の土壌の汚染の防止及
475 び除去のため、常時監視により汚染が発見された地域を、都道府県知事が農用地
476 土壌汚染対策地域として指定することができる。当該対策地域については、対策
477 計画を策定した上で、客土等の土壌汚染対策を実施している。また、特定有害物
478 質及びその他の物質に関する知見の集積等を進めている。引き続き、これらの取
479 組を着実に進めていく。

480

481 「水銀汚染防止法」では特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における
482 水銀等の使用、水銀鉱の掘採及び水銀等を使用する方法による金の採取等を禁
483 止している。また、水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理の指針を定めると
484 ともに、貯蔵状況、管理状況の報告を求める等の措置を講じている。

485

486 「ダイオキシン類対策特別措置法」では、非意図的に生成されるダイオキシン
487 類の対策を進めている。ダイオキシン類の削減対策を進めるため、国内削減計画
488 に基づき削減対策を推進するとともに、汚染状況の調査、排出源からの発生状況
489 の把握と排出インベントリの作成を実施し、これらにより同計画の目標達成状
490 況の把握や総合的な検証を行っている。引き続き、これらの取組を適切に推進し
491 ていく。

492

493 「労働安全衛生法」では、労働者の安全と健康の確保のため、事業者に対し化
494 学物質のばく露等防止対策を義務付けている。2022年には、労働安全衛生法関
495 係法令が改正され、事業者がリスクアセスメントを実施し、ばく露防止のために
496 講ずべき措置を適切に選択し実施する自律的管理が導入され、併せて化学物質
497 管理体制の強化を行った。こうした施策を円滑に実施するため関連する制度等
498 の整備を進めていく。

499

500 「毒物及び劇物取締法」では、毒物及び劇物について保健衛生上の見地から必
501 要な取締を行っている。同法では、毒物又は劇物の指定に加え、毒物劇物営業
502 の登録制度、容器等への表示、販売（譲渡）の際の手續、盗難・紛失・漏洩等の
503 防止の対策、運搬・廃棄等の基準等を定めており、毒物及び劇物の不適切な流通
504 や漏洩等が起きないように、各地方公共団体とも連携して、事業者等に対する指
505 導等を実施している。規制対象の見直し等については、引き続き、新たな知見を
506 踏まえ、必要に応じて薬事審議会等において審議等を行い、見直しを進めていく。

507

508 「建築基準法」では、厚生労働省が室内濃度指針値を定める揮発性有機化合物
509 (VOC: Volatile Organic Compounds)のうち、ホルムアルデヒド及びクロルピ
510 リロスに対し、居室で使用される建築材料及び換気設備の技術的基準を定めて
511 いる。

512 なお、厚生労働省において、シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討
513 会を開催し、ホルムアルデヒド等の13のVOCに対して室内濃度指針値を定めて
514 いるところ、引き続き最新の知見等、国内外の情報収集を行い、室内濃度指針値
515 の設定等に向けた議論・検討を進めていく。

516 「建築物衛生法」において、室内空気中の化学物質の濃度として、ホルムアル
517 デヒドについて建築物環境衛生管理基準を定めている。

518 また、「学校保健安全法」に基づく学校環境衛生基準では、ホルムアルデヒド
519 等の6のVOCについて学校における基準値を定めている。

520

521 「オゾン層保護法」では、気候に影響を及ぼす潜在的な影響に配慮しつつオゾ
522 ン層の保護を図ることを目的に、フロン類の製造等の規制を講じている。2016年
523 にモントリオール議定書のキガリ改正が採択されたことを受け、2018年に改正
524 し、国内における代替フロンの製造・輸入を規制することによる段階的な削減を
525 進めてきた。また、「フロン排出抑制法」では、フロン類の大気中の排出を抑制
526 することを目的に、フロン類の使用の合理化や管理の適正化等の措置を講じて
527 いる。2019年6月に、業務用冷凍・空調機器の廃棄時にフロン類回収が確実に
528 行われるよう改正した。これらの措置により、今後も引き続きフロン類の排出削
529 減を進めていく。

530

531 「廃棄物処理法」では、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環
532 境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する」廃棄物を特別管理廃棄物と
533 して規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行って
534 いる。

535

536 「PCB廃棄物特別措置法」では、PCB廃棄物の処分期間内の処分の義務づけ等、
537 期限内処理を確実にするための事項が定められている。PCB廃棄物のうち、高濃
538 度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の全国5箇所の処理
539 施設において処理を進め、都道府県市に届出されていない機器の掘り起こし調
540 査等に係る都道府県市への支援の取組や、保管事業者等に対する普及啓発活動
541 等を行うことで、PCB廃棄物の早期の処理を進めている。また、使用中のPCB含
542 有機器についても確実に処理を完了することができるよう、環境省、JESCO、都
543 道府県市、経済産業省、事業者団体等の関係機関が連携して取組を推進している。
544 さらに、低濃度PCB廃棄物についても、同法で定める処理期間（2027年3月）
545 までの確実な処理に向け、無害化処理認定や技術的検討等を行っている。これら
546 の取組を引き続き着実に進めていく。

547

548 「消費者安全法」では、消費生活上の化学物質関連事故の未然防止に向けた情
549 報提供として、関係行政機関等から消費生活上の事故情報を広く収集し、誰でも
550 自由に事故情報を検索・閲覧することができる「事故情報データベース」
551 を開設し、その中で化学物質に関する事故を含む情報提供等を実施している。今
552 後も引き続き、情報の収集・提供を継続的に実施していく。

553

554 「家庭用品規制法」では、有害物質を含有する家庭用品について保健衛生上の
555 見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康の保護に資することを目的

556 に、必要な規制を行っている。関連して、家庭用品への適切な使用状況を確認す
557 る必要のある物質のスクリーニングを行うため、有害性やばく露ポテンシャル
558 を踏まえたスクリーニング手順である「検討対象物質選定スキーム」を策定し、
559 検討を進めている。

560 また、化学物質が原因であることが推定された重大製品事故については、消費
561 者庁等の関係省庁と連携の上、速やかに消費者へ情報提供している。また、家庭
562 用品の使用に伴う健康被害の未然防止のため、家庭用品に係る健康被害事例を
563 とりまとめて公表し、事業者に対し製品の安全対策に係る取組みを促すとも
564 に、消費者に対する注意喚起を行っている。今後も引き続き取組の着実な実施を
565 進めていく。

566
567 「家庭用品品質表示法」では、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、
568 一般消費者の商品選択・合理的使用に資することにより、その利益を保護するこ
569 とを目的として、表示に関する必要な規制を行っている。具体的には、一部の家
570 庭用品について成分や使用上の注意等の表示の義務付けを行うとともに、表示
571 の適正化を図るためにホームページやガイドブック等による周知啓発、必要に
572 応じた表示の標準の見直し、各地方公共団体における立入検査等による家庭用
573 品品質表示法で定める表示に関する監視・指導を毎年度実施している。

574 引き続き、家庭用品品質表示法に基づく、表示の適正化を図るとともに、必要
575 に応じて、表示の見直しを図っていく。

576
577 「食品衛生法」では、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な
578 規制等を行っており、食品用器具・容器包装については、その材質が合成樹脂で
579 あるものについては、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリ
580 スト制度を設けている。加えて、器具・容器包装の材質毎に重金属等の規格等を
581 設定している。引き続き、食品用器具・容器包装に含まれる化学物質の科学的知
582 見に基づく安全性評価を踏まえ、食品の安全性の確保を図っていく。

583
584 **ターゲット A4：2030 年までに、主体は化学物質と廃棄物の全ての不法貿易と取引を効果的に防止する。**
585

586
587 化学物質と廃棄物の全ての不法貿易と取引の効果的な防止については、以下
588 の 2 つの国際協定に基づき取組を進めている。

589
590 「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」
591 (以下「バーゼル条約」という。)には、我が国は同条約を実施するために「特
592 定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(1992 年法律第 108 号。以下
593 「バーゼル法」という。)を制定し、1993 年に同条約への加入書を寄託し、同年

594 に我が国について効力を生じた。バーゼル法を適切に施行するとともに、輸出入
595 事業者等への法規制に関する周知徹底を図ることで、条約の義務の履行を進め
596 ている。引き続きバーゼル法の適切な施行や周知徹底を行う。

597

598 「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前の
599 かつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」(以下「ロッテルダム
600 条約」という。)には、我が国は2004年に締結し、同年9月に国内において効力
601 は発生した。条約附属書Ⅲに掲げる化学物質のほか、禁止または厳しく規制され
602 た化学物質を対象として条約上の義務を履行している。

603

604 **ターゲット A5 : 2030 年までに、各国政府は、その国の国際的な義務に沿って、**
605 **国内で禁止している化学物質の輸出の届出、規制、禁止に向けて取り組む。**

606

607 我が国では、第2章1.(2)に挙げている国際協定に締結しているが、その
608 中の主な国際協定への取組については、前項のバーゼル条約及びロッテルダム
609 条約に加えて、以下のとおり。

610

611 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(以下「ストックホルム
612 条約」という。)には、我が国は2002年8月に締結し、条約の廃絶・制限の対象
613 となった物質に関する製造及び輸出入、使用の規制については、「化学物質審査
614 規制法」、「農薬取締法」、「医薬品医療機器法」及び「外国為替及び外国貿易法」
615 に基づき、所要の措置が講じられているところである。条約第7条において、各
616 締約国は発効後2年以内にこの条約の義務を履行するための国内実施計画の作
617 成及び実施に努めることとされている。我が国では、2005年6月に国内実施計
618 画を策定し、条約の義務の履行を進めている。さらに、2年ごとに開催される条
619 約締約国会議において条約の対象として追加が決定された物質も含めて、適宜
620 国内実施計画の改定を実施している。今後も着実に条約の義務の履行を進めて
621 いく。

622

623 「水銀に関する水俣条約」(以下「水俣条約」という。)については、我が国は、
624 水俣条約の的確かつ円滑な実施のため、2015年6月に、「水銀汚染防止法」を制
625 定し、その他の関係法令も改正するなど、国内の関連法令を整備した。「外国為
626 替及び外国貿易法」に基づき、水銀、水銀化合物、水銀使用製品については、輸
627 出入する場合の承認申請を義務付けている。また、同条約が2017年8月に発効
628 した後、同年10月に同条約の国内実施計画に相当する「水銀等による環境の汚
629 染の防止に関する計画」を策定し、これに基づき取組を進めてきた。今後も引き
630 続き、同条約で求められる義務事項を水銀汚染防止法等の関係法で対処しつつ、
631 国内実施計画に基づき取組を進めていく。

632

633 **ターゲット A6 : 2030 年までに、全ての国が、中毒の防止と対応に不可欠な能力**
634 **を備えた中毒センターを利用できるようにするとともに、化学物質のリスク防**
635 **止と臨床中毒学に関する研修を受けられるようにする。**

636

637 我が国では、公益財団法人日本中毒情報センターが、日本における中毒センタ
638 ーとして役割を担っており、家庭における誤飲等の身近な事故から、化学物質工
639 場における事故災害等による健康被害の分野において、中毒 110 番・電話サー
640 ビスによる一般及び医療機関向けの緊急時の対応、中毒事故防止のための映像
641 教材の公開、研修等の啓発活動等を行っている。

642 また、医療機関、消防等を対象に、収集した中毒情報、中毒症例、関連文献等
643 の各データベースを構築し、急性中毒事故発生時の対応、治療に関する情報提供
644 を行っている。

645 今後も引き続き中毒情報の収集とデータベースの更新を継続するとともに、
646 研修等の活動を実施していく。

647

648 **ターゲット A7 : 2035 年までに、リスクが管理されておらず、より安全で安価な**
649 **代替品が利用可能な場合において、主体は農業における有害性の高い農薬を段**
650 **階的に廃止するための効果的な措置を講じ、それらの代替への移行を促進し、**
651 **利用可能にする。**

652

653 前述のとおり農薬については、「農薬取締法」において、人の健康や環境に対
654 して安全と認められるもののみを登録し、製造・販売・使用を認めており、引き
655 続き農薬の安全確保に努めていく。

656

657 **戦略的目的 B**

658 **情報に基づいた意思決定と行動を可能にするために、包括的で十分な知識、デ**
659 **ータ及び情報が生成され、利用可能で、全ての人に入手可能である。**

660

661 **ターゲット B1 : 2035 年までに、化学物質の特性に関する包括的なデータ・情報**
662 **が生成され、利用可能でアクセス可能である。**

663

664 化学物質管理を推進するため、我が国では、独立行政法人製品評価技術基盤機
665 構 (NITE) が「化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP)」、「化審法デー
666 タベース (J-CHECK)」といった、日本と諸外国・国際機関のデータ・情報を含み、
667 化学物質の特性に関する包括的なデータや情報、有害性・リスク評価結果、GHS
668 分類結果等が記載されたデータベースをインターネット上に公開し、誰でも利

669 用可能でアクセス可能なシステムを構築し運用している。これにより、国民、事
670 業者、行政等の関係者が化学物質に係る正確な情報を共有しつつ意思疎通を図
671 ることが可能になっている。

672 今後も、意思疎通やデータの利活用促進や外部システムとの連携を行うなど
673 システムの更新・改修を行いながら、利便性の高いシステムの運営を進めていく
674 とともに、バリューチェーンやサプライチェーンを通じた材料や製品の化学物
675 質の情報共有に対して、法規制情報等を情報提供するなどの支援を進めて行く。

676

677 **ターゲット B2 : 2030 年までに、主体は、可能な限り、バリューチェーン全体を**
678 **通じて、材料や製品中の化学物質に関する信頼できる情報を利用できるように**
679 **する。**

680

681 循環型社会形成推進基本計画などを踏まえ、資源循環と化学物質管理の両立
682 による適切な情報伝達の更なる推進を図る。

683

684 製品の製造等を行う動脈産業のサプライチェーンの製品含有化学物質に関す
685 る情報伝達は chemSHERPA や IMDS などの情報伝達ツールを用いて企業間同
686 士で実施しているが、正確、かつ迅速な製品含有化学物質の把握に加え、部品リ
687 ユース・リサイクル材情報などの資源循環情報も取入れた新たな企業・業界を跨
688 いだ伝達可能な製品環境に関する情報伝達基盤の構築を目指して検討を進める。
689 更に、製品のサステナビリティ情報を、ライフサイクルを通じて確認できる枠
690 組・取組の中において、化学物質情報が併せて取り扱われるような仕組の導入に
691 向けた検討を進める。また、製品含有化学物質管理に関する業界のガイダンス文
692 書の活用など、ソフト面から企業、業界の製品含有化学物質管理力の向上にも努
693 める。

694 一方、廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理を委託する際、産業廃棄物の排出
695 事業者は、処理業者が当該廃棄物を適正に処理できるよう、その処理に必要な情
696 報（有害物質が含まれる場合にはその情報等）を伝達することとされており、拡
697 大生産者責任の徹底、廃棄物データシート（WDS）の活用や先の情報伝達基盤
698 による含有化学物質の正確な把握が可能である。このような制度により、静脈産
699 業側の廃棄物処理・リサイクルに関する情報拡充（化学物質管理）につなげ、廃
700 棄物の適正処理や資源循環を促進していく。

701

702 **ターゲット B3 : 2035 年までに、主体は、化学物質と廃棄物の環境への排出と放**
703 **出に関するデータに加えて、材料と製品への化学物質の使用を含む化学物質の**
704 **生産に関するデータを生成し、これらのデータを利用可能にし、一般にアクセ**
705 **ス可能にする。**

706

707 化学物質排出把握管理促進法に基づく PRTR 制度において、事業者による化
708 学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する
709 ことを目的としており、相当広範な地域の環境において継続して存すると認め
710 られ、かつ、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及
711 ぼすおそれ等のある化学物質（第一種指定化学物質）について、事業者は環境へ
712 の排出量や廃棄物等に含まれる移動量の届出を行い、国はその集計結果及び推
713 計した届出対象外の排出量の集計結果を公表している。

714 PRTR 制度により得られる排出・移動量等のデータを、正確性や信頼性を確保
715 しながら引き続き公表すること等により、リスク評価等への活用を進める。また、
716 排出・移動量等のデータに基づいたリスク評価結果を事業者に情報共有して意
717 見交換を行い、事業者の更なる自主管理の改善に役立てる。加えて、それらの情
718 報や環境モニタリングで得られたデータを活用すること等により、災害時の被
719 害の防止に係る平時からの備えを図る。

720

721 **ターゲット B4：2035 年までに、主体は、有害性及びリスク評価並びに化学物質**
722 **と廃棄物管理に適切なガイドライン、利用可能な最良の慣行及び標準化された**
723 **ツールを適用する。**

724

725 化学物質の有害性及びリスク評価、化学物質と廃棄物管理に適切なガイドラ
726 イン、ツールに関しては、我が国では以下の取組を進めている。

727

728 化学物質の評価を行うに当たり、信頼性を確保した試験成績を活用するため、
729 各法令の GLP の枠組みにおいて、OECD が定めた GLP 基準への適合確認を受けよ
730 うとする試験施設に対し、書類審査及び試験施設の査察により適合性の確認を
731 行っている。引き続き、試験施設が GLP 基準に適合していることを確認するこ
732 とにより、試験成績の信頼性を確保するとともに、試験施設の国際的調和を推進
733 していく。

734 また、OECD は、新規化学物質等の試験データの信頼性確保及び各国間のデー
735 タ相互受入れのため、化学物質に対する標準的な試験法（テストガイドライン）
736 を作成し、公表している。これらの試験法は、加盟国における各種試験法に広く
737 採用されている。引き続き、化学物質審査規制法等における化学物質の評価にお
738 いては、「OECD テストガイドライン」の策定及び見直しを踏まえつつ必要に応じ
739 て試験法を見直すことにより、信頼性の確保されたデータに基づく評価を進め
740 るとともに、試験法の国際的調和を推進する。

741

742 化学物質による環境汚染を通じて人の健康や生態系へ好ましくない影響を与
743 えることを未然に防止するため、環境リスク初期評価を実施している。環境リス

744 ク初期評価では、環境リスクが相対的に高い可能性がある物質を抽出し、評価結
745 果を必要とする化学物質管理施策担当部局等に提供していくこと等により、詳
746 細な評価や適切な管理施策の運用を促す等、環境リスクの低減に資する取組を、
747 今後も引き続き進めていく。また、OECD 等における各種毒性試験法や評価手法
748 等に関する検討状況を適切に把握し、新たな知見を取り入れつつ、環境リスクの
749 実態を考慮した評価を進めていく。

750

751 評価の手法については、OECD 等の枠組みで国際連携を図りつつ、定量的構造
752 活性相関 (QSAR) 等の新たな手法の開発・活用に向けた検討が進められている。
753 厚生労働省では、厚生労働科学研究費等により、化学物質の人健康影響評価にお
754 ける QSAR 及びカテゴリーアプローチの実用化に向けた研究等を進めている。経
755 済産業省では、新規化学物質の審査において、これまで蓄積した知見を活用し、
756 分解性又は蓄積性の試験済みの物質から、未試験の物質の分解性又は蓄積性を
757 評価する類推等の手法の適用拡大に取り組んでいる。また、AI 技術を用いて、
758 化学物質の構造情報等から、生体内での毒性発現メカニズムを推計し、毒性を予
759 測する AI-SHIPS の開発を行った。さらに、人工知能を用いた分解性を予測する
760 QSAR モデル (AI-QSAR) の開発及び構築を進めている。加えて、リスク評価の効
761 率化、高度化のため、分解性に関する多様な情報 (法定試験法以外の生分解性試
762 験データ、類似物質に関する知見、QSAR による予測結果等) を用いたウェイト
763 オブエビデンス (WoE) による総合的な分解性評価の導入検討を行っている。環境
764 省では、化学物質の生態毒性について、国立研究開発法人国立環境研究所ととも
765 に、QSAR モデルの 1 つである KATE の研究・開発を行い、ウェブサイト公開し
766 ている。また、API (Application Program Interface) 機能を利用して、OECD の
767 QSAR Toolbox から KATE を使用可能にするための準備に取り組んでいる。

768

769 複数化学物質の影響評価 (いわゆる「複合影響評価」) について、物質の構造
770 の類似性や作用機序の同一性に着目しつつ、知見の収集及び試行的評価の実施
771 を進める。WHO/IPCS が提案する段階的評価の枠組みを踏まえ、環境行政の下で
772 進められている種々のリスク評価において複数物質の評価を行う上でのガイド
773 ンスを作成する。複数物質の評価の推進に向けて、これらの知見を既存のリスク
774 評価体系に提供する。

775

776 **ターゲット B5 : 2030 年までに、化学物質の安全性、持続可能性、より安全な代**
777 **替品及び化学物質と廃棄物のリスクを削減するベネフィットに関する教育、研**
778 **修、市民啓発プログラムが、ジェンダーに対応したアプローチを考慮しながら、**
779 **開発され、実施されている。**

780

781 環境省は、2003年度以降、市民、企業、行政からの要請に応じて、化学物質に
782 関する客観的な情報提供やアドバイスを行う人材である「化学物質アドバイザー」
783 を派遣している。この化学物質アドバイザーは地方公共団体の実施するリス
784 クコミュニケーション等でインタープリターを務める等、市民と事業者等に対
785 して中立的な立場で化学物質に関連する情報を提供しており、地域におけるリ
786 スクコミュニケーションの推進に貢献している。制度開始当初と比較し、化学物
787 質アドバイザーの派遣数が減少していることから、関係主体等と連携して同制
788 度の一層の周知に努め、ジェンダーに対応したアプローチを考慮しながら、地域
789 のリスクコミュニケーションの促進を支援していく。

790

791 厚生労働省は、2022年の労働安全衛生法関係法令の改正により、事業者がリス
792 クアセスメントを実施し、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に選択し実
793 施する自律的管理を導入し、化学物質管理体制を強化した。その一環として、事
794 業者に選任が義務づけられた化学物質管理者の養成を含め、適切な化学物質管
795 理を推進していく。

796

797 経済産業省は、化学物質管理の更なる高度化のため、専門知識や政策の知見を
798 持つ人材の発掘・育成を目的とし、大学・公的研究機関の若手研究者の調査研究
799 を支援している。また、化学物質管理関係法令の理解向上のため、関係機関の協
800 力を得つつ、化学物質を取り扱う事業者向けに「化学物質管理セミナー」を毎年
801 実施している。

802

803 NITEでは、化学物質管理業務に初めて携わる者等を対象に、化学物質審査規
804 制法等の化学物質関連法制度の概要、リスク評価、GHS分類、化学物質の性状
805 等を推計するソフトウェアの利用方法等、化学物質管理業務を行うに当たって
806 必要な知見の習得を目的としたオンライン講座を毎年開催している。国内外の
807 化学物質管理に関する動向や法規制改正等の動向に関する関係機関のウェブサ
808 イトの新着情報を毎週とりまとめ、NITEケミマガというメールマガジンによる
809 配信サービスにより、これらの情報をタイムリーに入手可能としている。ま
810 た、PRTR制度により得られる排出・移動量等のデータに基づいたリスク評価結
811 果を事業者情報共有して意見交換を行い、事業者の更なる自主管理の改善を
812 支援している。

813

814 化学物質やその環境リスクに関する情報を分かりやすく提供しつつ、リスク
815 コミュニケーションを一層推進し、国民の理解を高めていくための情報整備を
816 確実に実施していく。化学物質の情報を分かりやすく整理した「化学物質ファク
817 トシート」を作成し、環境省ホームページ上で公表しており、必要に応じた内容

818 の更新を行っていく。また、化学物質の名前等を基に、信頼できるデータベース
819 に直接リンクできるシステム「化学物質情報検索支援サイト（ケミココ）」を公
820 開している。

821

822 PRTR制度により得られた排出・移動量等のデータについては毎年度、集計結果
823 の公表だけではなく、個別事業所の地図上での検索や、個別事業所のデータ確認
824 ができる「PRTRデータ地図上表示システム」や、化学物質の環境への排出量や大
825 気中推定濃度を地図上に表示及び解析できる「PRTRマップデータ」を公開してい
826 る。また、PRTRデータを広く一般の方も理解し、活用してもらえよう解説した
827 「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」等、普及啓発資料を作成・公
828 表しており、引き続きこれらの取組を実施する。

829

830 **ターゲット B6：2030 年までに、全ての政府は、自国の状況に適した形で、全て**
831 **の関連部門において、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）**
832 **を適宜実施する。**

833

834 GHSについては、主に、厚生労働省、経済産業省、環境省等により取組を進め
835 ている。国連GHS小委員会において科学的な知見に基づく国連GHS文書の改訂を
836 進めている。また、これらの改訂を踏まえ、国内の対応を行うためにJISの改正
837 を適宜進めるとともに、GHS未分類、または情報の更新が必要な化学物質につい
838 て、物理化学的危険性、健康及び環境有害性等の情報の収集を行った上で民間が
839 独自に保有する化学物質の危険有害性情報を活用しながら、政府による参考分
840 類としてGHS分類を実施する。分類結果については、NITEのウェブサイト「GHS
841 総合情報提供サイト」を設置・公開している。また、政府によるGHS分類結果等
842 を活用し、同サイトでは、GHSの混合物分類・判定及びラベル・SDS作成支援シ
843 ステムである「NITE-Gmices」を設置・公開している。「NITE-Gmices」では、国連
844 GHS文書の改訂やJISの改正に伴う対応を進めていくと共に、厚生労働省が検討
845 を進めている標準化、電子化への対応も行っていく。さらに、「GHS総合情報提供
846 サイト」では、GHSの混合物分類を容易にするため有害性の低い汎用化学物質に
847 関する民間が保有する情報も募集し活用しながらGHS分類も進めて行くとともに
848 に、消費者製品のリスク評価手法に関するガイダンスを掲載し製品製造企業支
849 援を行っている。また、子供を含む消費者に対するGHSピクトグラム理解促進
850 のためのコンテンツを設置・公開している。

851

852 厚生労働省では、「職場のあんぜんサイト」を設置し、GHSモデルラベル・モデ
853 ルSDS、化学物質による災害事例集、化学物質のリスクアセスメント実施支援ツ
854 ール等の情報を掲載している。

855

856 また、消費者向けの情報提供に関する業界団体による自主的なGHSラベル表示
857 のガイドライン作成等の取組も進められているところ、化学物質アドバイザー
858 制度の活用促進を通じた中堅・中小企業支援等に取り組む。

859

860 **ターゲット B7 : 2030 年までに、主体は、可能な限り、ヒト（実現可能な場合に**
861 **限り、性別、年齢、地域、その他の人口動態的要因及びその他の関連する健康決**
862 **定要因ごとに細分化されたもの）、その他の生物相及び環境媒体における化学物**
863 **質の濃度及び潜在的ばく露源に関する包括的かつ利用しやすいモニタリング及**
864 **び監視データと情報を生成し、利用できるようにする。**

865

866 人やその他の生物相及び環境媒体における化学物質の濃度及び潜在的ばく露
867 源に関する包括的かつ利用しやすいモニタリングについて、データ・情報を作成
868 するとともに各種モニタリング等の効率的な利用を図る。

869

870 化学物質環境実態調査は、一般環境中における化学物質の残留状況を把握す
871 ることを目的とし、日本各地の多媒体（水質、底質、生物、大気）を対象に、目
872 的ごとに3つの調査体系で実施している。当該施策は1974年度より実施してお
873 り、調査の結果については化学物質審査規制法や化学物質排出把握管理促進法
874 の規制対象物質等を指定する際のばく露評価基礎資料等として活用されている。
875 今後も、環境省内の化学物質規制を担当している部署からの調査要望物質につ
876 いて調査を行うとともにストックホルム条約の対象物質等のモニタリングを実
877 施し、状況の把握に努めていく。

878

879 環境から人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性がある化学物質につ
880 いては、人体へのばく露量を継続的に把握し、環境リスク評価、リスク管理のた
881 めの基礎情報を得る必要がある。このため、化学物質が及ぼす人体への影響につ
882 いて対策を行うために、生体試料（血液及び尿等）における化学物質のモニタリ
883 ング調査を実施している。

884 本調査を実施することにより、我が国における化学物質の人へのばく露状況
885 が把握され、リスクが懸念される物質の選定、リスク評価及びリスク管理施策の
886 立案、健康被害の未然防止、化学物質管理施策の評価効果の把握を行うことがで
887 きる。今後も引き続き、人への蓄積性の高い物質を中心に、生体試料のモニタリ
888 ングを継続的に行うことで、人への化学物質の蓄積状況や経年変化等を総合的
889 に解析し、化学物質管理施策の促進に活用していく。

890 近年、環境中の化学物質が子どもの心身の健康に与える影響への懸念が広が
891 っている。このため、10万組の親子を対象とした大規模かつ長期のコホート調
892 査「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を実施し、子ども

893 の健康に影響を与える環境要因を明らかにすることにより、適切なリスク管理
894 体制を構築し、安心・安全な子育て環境の実現と少子化対策への貢献に繋げてい
895 る。

896 2011年1月から全国15ヶ所のユニットセンターにおいて、エコチル調査の参
897 加者募集（リクルート）を実施し、2014年3月末に、目標参加登録者数である
898 10万人に到達し、リクルートを終了した。2014年度から、生まれてきた子ども
899 に対する追跡調査を本格化するとともに、生体試料の化学分析を実施している。
900 また、本調査では追跡調査に加え、詳細調査（全国調査10万人の中から抽出さ
901 れた5千人程度を対象として実施）を実施しており、環境試料の採取や医師によ
902 る健康調査・生体試料採取、精神発達調査を行っている。

903 本施策では、同様の大規模調査を実施している欧州諸国などと調査に関する
904 国際連携・協力を進めるため、大規模出生コホート調査に関する国際作業グルー
905 プの会合にも参加している。

906 今後は、学術論文の発表や国民に対する情報発信など、調査成果の社会還元を
907 より一層推進していく。また、国際協力についても引き続き実施する。環境中の
908 化学物質等の環境要因が子どもの健康に与える影響を解明することにより、適
909 切なリスク管理体制を構築し、安全・安心な子育て環境の実現につなげることを
910 目指し、約10万組の親子を対象とした大規模かつ長期の出生コホート調査を着
911 実に実施する。

912 さらに、地方公共団体の環境研究所も含めた研究機関等における化学物質
913 対策に関する環境研究を推進するとともに、各種モニタリング等の環境に関係
914 する調査の着実かつ効率的な実施並びに蓄積された調査データの体系的な整理
915 及び管理を推進する。

916
917 スtockホルム条約では、国内及び国際的な環境実態を監視すること（第11
918 条）、調査結果を活用した有効性の評価を行うこと（第16条）を締約国に義務づ
919 けている。当該事業では、ダイオキシン類を除くPOPs³²物質群について、最新
920 の汚染実態及び経年変化を把握するため、国内の大気、水質、底質、生物等のモ
921 ニタリング調査を実施しており、毎年、結果を取りまとめ、「化学物質と環境」
922 として公表を行っている。また、東アジアのバックグラウンドとして位置づけられ
923 ている辺戸岬（沖縄県）等において、POPs高頻度モニタリングを実施しており、
924 これらを取りまとめた報告書を、ストックホルム条約の有効性評価に活用する
925 ため、定期的に条約事務局に提出している。なお、ダイオキシン類の国内監視は、
926 ダイオキシン類対策特別措置法に基づき行われている。

927
928 水俣条約に関する国際交渉や国内外の水銀対策の検討に資することを目的と
929 して、国内の発生源による影響を直接受けにくい地点（バックグラウンド地点）
930 として沖縄県辺戸岬及び秋田県男鹿半島を選定し、大気中水銀濃度（バックグラ
931 ウンド濃度）の調査を実施している（辺戸岬では2007年度より、男鹿半島では

932 2014年度より実施)。得られたデータについては、2010年度より、毎年調査結果
933 を公表している。

934

935 戦略的目的 C

936 懸念課題が特定され、優先順位が付けられ、対処される。

937

938 **ターゲット C1：特定された懸念課題について、タイムラインを含む作業プロセス及び作業計画が確立され、採択され、実施される。**

940

941 GFCの戦略的目的Cでは、懸念課題の特定、優先化、対応を順次進めていくこ
942 とが掲げられ、付属書にそのための手順が定められた。次回の国際化学物質管理
943 会議開催までの間は、これまで SAICM で取り上げられてきた新規政策課題及び
944 その他懸念課題に引き続き取り組むこととされており、これら国際的に取り上
945 げられている事項について引き続き対応していく。

946 また、「化学物質と環境に関する政策対話」等の市民や産業界等の参加・対話
947 の場を通じて、各主体が懸念している化学物質に関する課題について収集・分析
948 し、理解を深め、課題解決に貢献する取組を進めていく。

949

950 これまでに取り上げられた主な懸念課題（一部）については、以下のように取
951 り組む。

- 952 ・ PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）
953 等の PFAS（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物
954 の総称）については、「PFASに関する今後の対応の方向性」（2023年7月、
955 「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」）を踏まえ、環境モニタリングの
956 強化や科学的知見の充実など、安全・安心のための取組を進める。
- 957 ・ 化学物質の内分泌かく乱作用については、EXTEND2022の下で、用いるべき
958 試験法の開発を進め、OECDにおける国際標準試験法の確立に貢献する。確
959 立された新しい試験法を用いた試験・評価に乗り出すことも含め、試験・評
960 価を加速化し、有害な影響が懸念される物質の同定を進める。検討対象物質
961 として農薬、医薬品をはじめとする PPCPs等を積極的に取り上げるととも
962 に、リスク管理に係る制度下の評価体系における活用を念頭に置いた内分泌
963 かく乱作用に関する評価の方策の提案を目指す。
- 964 ・ ナノマテリアルについては、OECD等の取組に積極的に参加しつつ、その環
965 境リスクに関する知見の集積を図る。併せて、アドバンスドマテリアル、微
966 細なプラスチックや関連化学物質等、新たな懸念物質群について知見の充実
967 に努める。

- 968 ・ 環境中に存在する医薬品等（PPCPs）については、環境中の生物に及ぼす影
969 響に着目して生態毒性及び存在状況に関する知見を充実し、環境リスク評価
970 を進める。作用や構造が類似する物質や、代謝産物等も考慮した複合影響評
971 価の視点を含める。
- 972 ・ 薬剤耐性（AMR）に関して、ワンヘルスの観点から G 7 札幌気候・エネルギー
973 環境大臣会合（2023 年）の共同コミュニケにおいて知見の空白を埋める
974 努力を続けることが明記されたことなどを踏まえ、環境中における抗微生物
975 剤の残留状況に関する基礎情報の収集、人の健康及び環境中の生物に及ぼす
976 影響に着目した調査を推進する。

977

978

戦略的目的 D

979

人の健康と環境へのベネフィットが最大化され、リスクが防止され、防止が実行不可能な場合は最小化されるように、製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な解決策が存在する。

980

981

982

983

ターゲット D2：2035 年までに、各国政府は、利用可能な最良の技術、グリーン調達及び循環経済アプローチなど、ライフサイクル全体を通じて、より安全な代替と持続可能なアプローチを用いた生産を奨励する政策を実施する。

984

985

986

987

化学物質の製造から使用、循環利用、廃棄に至るライフサイクル全体を通じた環境リスクの最小化に向け不断の検討を進める。あわせて、我が国では従来から、個々の企業における法令遵守と自主的取組を基に化学物質管理が行われてきた。近年、ESG 投資等、機関投資家が企業の環境面への配慮を重要な投資判断の一つとして捉える動きが主流化しつつあり、化学物質管理においても先進的な取組を行う企業が適正に評価されるよう、評価指標の設定等、企業がよりよい方向性を目指すインセンティブとなるような仕組みを進める。

988

989

990

991

992

993

994

その観点から、製造から廃棄までのプロセスを通じた化学物質の管理を目指して、環境配慮設計の促進、より環境に配慮した化学物質への代替促進、グリーン・サステナブルケミストリーの取組支援、リスク評価支援（循環利用時を含むばく露評価基盤の整備等）、自主管理支援、市中に存在する在庫の適切な管理等を進め、関係する各主体の取組との連携の更なる向上を図る。

995

996

997

998

999

1000

グリーン調達として、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）は、循環型社会の形成のため、「再生品等の供給面の取組」に加え、「需要面からの取組」が重要との観点から、循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして、2001 年 4 月より完全施行され、国及び地方公共団体等による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供、その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な項目を定め

1001

1002

1003

1004

1005

1006 ることにより、化学物質のリスク削減も含めた環境への負荷の少ない持続的発
1007 展が可能な社会の構築を図ることを目的としている。

1008 国は、環境物品等の調達に関する基本方針を定め、国及び独立行政法人
1009 等の全ての機関が基本方針に基づいて、毎年度、環境物品等の調達目標を定めた
1010 方針を作成するとともに、調達実績を公表することで、環境物品等の調達の確実
1011 な推進を進めてきた。

1012

1013 **ターゲット D4 : 2030 年までに、関連主体は、研究・革新プログラムにおいて、**
1014 **消費生活用製品を含む製品や混合物中に含有される有害物質に対する持続可能**
1015 **な解決策と、より安全な代替物質を優先する。**

1016

1017 環境省では、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（2024 年 8 月環境大臣決
1018 定）に基づき、5 つの領域と、環境分野において今後 5 年程度で重点的に取り組
1019 むべき研究・技術開発の課題として 16 の重点課題を設定している。この中の「資
1020 源循環領域」の重点課題「社会構造の変化に対応した持続可能な廃棄物の適正処
1021 理の確保」の中で、POPs 等を含む有害廃棄物や使用済製品等の適正管理・処理
1022 技術の高度化及び資源循環の阻害要因となる化学物質管理技術の高度化や、「安
1023 全確保領域」の重点課題「化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進」の中
1024 で、代替物や機能進化に迅速に対応するための、AI 等の活用も想定した適切な
1025 リスク評価スキームの構築に関する研究プログラムを進めている。

1026

1027 **ターゲット D5 : 2030 年までに、各国政府は、アグロエコロジー、総合的病害虫**
1028 **管理、適切な場合には非化学物質代替の使用を含む、より安全で持続可能な農**
1029 **業慣行への支援を強化する政策とプログラムを実施する。**

1030

1031 環境と調和のとれた持続可能な食料システムの構築に向け、食料・農林水産業
1032 の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、農林水産省
1033 は、2021 年 5 月に「みどりの食料システム戦略」を策定した。同戦略では、2050
1034 年までに目指す姿として、温室効果ガス削減や化学肥料・化学農薬の使用低減、
1035 有機農業の取組面積の拡大など 14 の KPI を設定している。

1036 2022 年 7 月に施行された「環境と調和のとれた食料システムの確立のための
1037 環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（2022 年法律第 37 号。以下「み
1038 どりの食料システム法」という。）に基づく計画認定制度により、温室効果ガス
1039 削減や化学肥料・化学農薬の使用低減等の環境負荷低減に取り組む生産者、環
1040 境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等を図る事業者の取組を後押しするとともに、
1041 農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組
1042 の実践を要件化する「クロスコンプライアンス」を導入する。また、生産者の環

1043 境負荷低減の努力に関する消費者の理解を得て選択につなげるため、環境負荷
1044 低減の取組の「見える化」を推進する。

1045

1046 **ターゲット D6 : 2030 年までに、主要な経済と産業部門において、持続可能な化**
1047 **学物質と廃棄物管理戦略が策定・実施される。この戦略では、優先的に対処する**
1048 **懸念化学物質を特定し、バリューチェーンにおけるその影響を削減し、さらに**
1049 **実行可能な場合は、その投入を削減するために、基準及び例えばケミカルフッ**
1050 **トプリント・アプローチのような措置を特定する。**

1051

1052 我が国は、2024 年 5 月に「第六次環境基本計画」を策定し、化学物質管理に
1053 関する重点施策を取りまとめ、実施を進めている。その化学物質管理に関する重
1054 点施策においては、我が国における懸念課題を特定し、今後に向けた施策をとり
1055 まとめている。

1056

1057 また、2024 年 8 月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循
1058 環型社会の形成に関する施策を推進している。その施策の 1 つ「資源循環のため
1059 の事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」の中で、リサ
1060 イクル原料への有害物質の混入について、上流側の製造段階での化学物質対策
1061 等と連携したライフサイクル全体を通じたリスク削減のための施策についての
1062 検討や、ライフサイクル及びバリューチェーン全体を通じて材料や製品に含ま
1063 れる化学物質に関する信頼できる情報を可能な限り入手可能とする取組等を推
1064 進している。

1065

1066 **ターゲット D7 : 2030 年までに、主体は、全ての関連部門及びサプライチェーン**
1067 **全体において、効果的な労働安全衛生の慣行と環境保護措置を確保するための**
1068 **措置を実施し、その努力をする。**

1069

1070 「労働安全衛生法」では、労働現場での労働災害防止及び労働者の健康障害防
1071 止のために、化学物質のばく露等防止対策を実施してきた。2022 年には、労働
1072 安全衛生法関係法令が改正され、事業者が自らリスクアセスメントを実施し、ば
1073 く露防止のために講ずべき措置を適切に選択し実施する自律的管理に方向転換
1074 を行うとともに、その着実な実施のために化学物質管理者制度を導入した。今後
1075 は、職場における新たな化学物質管理施策を円滑に実施するために、関連する制
1076 度や基準の整備を進めていく。(再掲)

1077

1078 **戦略的目的 E**
1079 **増大した効果的なリソース動員、パートナーシップ、協力、能力形成及び全ての**

1080 **関連する意思決定プロセスへの統合を通じて、実施が強化される。**

1081
1082 **ターゲット E1：2035 年までに、各国政府は、全ての関連部門計画、予算及び開**
1083 **発計画と開発援助政策・プログラムにおける実施を通じて、化学物質と廃棄物**
1084 **の適正管理を主流化する。**

1085
1086 化学物質管理に関連する国の策定する各種計画等において GFC に基づく化学
1087 物質と廃棄物の適正な管理の主流化を図る。これまでに、第六次環境基本計画や
1088 第五次循環型社会形成推進基本計画においては、GFC に基づいた化学物質関連施
1089 策を計画の中で位置づけている。

1090 具体的には、今後策定する各種計画における化学物質関連施策では、GFC に基
1091 づいた内容とするとともに、ターゲット B5 と関連して、GFC を理解するための
1092 パンフレットの作成やセミナー等を開催し、各主体に対して GFC について啓発・
1093 教育することで、化学物質管理における各主体における GFC の取組の主流化を
1094 進める。

1095
1096 **ターゲット E2：2030 年までに、化学物質と廃棄物の適正管理を達成するために、**
1097 **部門間及び主体間のパートナーシップとネットワークが強化される。**

1098
1099 化学物質管理に関連するすべての意思決定プロセスへの統合等を通じて実施
1100 を強化するため、国の策定する各種計画等において化学物質と廃棄物の適正な
1101 管理を主流化すること、パートナーシップやネットワークを強化する。

1102
1103 国内においては、「化学物質と環境に関する政策対話」等を通じた、様々な主
1104 体の参加の場、コミュニケーションの場を設けるとともに、ネットワークの構築
1105 を図る。また、化学物質管理に関する人材育成及び環境教育、化学物質と環境リ
1106 スクに関する理解力の向上に向けた各主体の取組及び主体間連携等を推進する。

1107
1108 また、環境省が設置した「化学物質国際対応ネットワーク」により、民間企業
1109 等と官民ネットワーク構築を図り、諸外国の化学物質法規制に関する理解促進
1110 と制度調和化のための情報提供、情報・意見交換等を引き続き実施する。

1111
1112 **ターゲット E3：化学物質と廃棄物の適正管理の達成を支援するために必要な、**
1113 **あらゆる資金源からの十分で、予測可能かつ持続可能な資金が、民間資金の活**
1114 **用や革新的なブレンデッド・ファイナンススキームの促進によるものを含め、**

1115 **全ての主体によって、全ての部門において、枠組みのビジョン、戦略的目的及び**
1116 **ターゲットに沿って特定され、動員される。**

1117

1118 化学物質と廃棄物の適正管理のために、目的に沿って公的資金・民間資金を問
1119 わず必要な資金が動員されることが必要である。

1120

1121 (国内の取組)

1122 一般廃棄物について、市町村が統括的処理責任を有しており、国は、適正な廃
1123 棄物管理を推進するための市町村等の設置する廃棄物処理施設、リサイクル施
1124 設、最終処分場等の整備に対して交付金を交付している。

1125 また、産業廃棄物については、事業者は自らの責任において処分が完了するまで
1126 の一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずる必要がある。なお、事
1127 業者が不適正な処理等を行った場合において、やむを得ず都道府県等が支障除
1128 去等を行う場合については、その必要な費用を支援する制度を設けている。

1129

1130 (国際的な取組)

1131 我が国は、多国間及び二国間の枠組みでの技術協力として、独立行政法人国際
1132 協力機構 (JICA) や各省庁が、化学物質及び廃棄物の適正管理を目的としたプロ
1133 ジェクトを世界各地で実施している。

1134

1135 ○多国間

1136 バーゼル条約、ストックホルム条約及びロッテルダム条約 (化学物質・廃棄物
1137 関連 3 条約) は、有害な化学物質及び廃棄物を規制して環境汚染を未然に防止す
1138 るとの共通の目的を持っているため、相互の協力及び連携が進展している。具
1139 体的には、条約事務局の機能及び補助機関の活動の効率化、地域センター間の連携、
1140 各締約国内における条約実施の協調等が進められている。我が国は、3 条約の連
1141 携について今後も効率的な実施に向けて協力していく。

1142

1143 また、化学物質管理が遅れている途上国を含む諸外国等における化学物質管
1144 理の強化や、国際的な化学物質管理の協調に向けて、我が国の化学物質管理に関
1145 する経験等の共有を含めた対応を引き続き推進していく。特に、化学物質による
1146 健康被害や環境汚染の防止を図るため、東アジア POPs モニタリングプロジェクト
1147 やアジア太平洋水銀モニタリングネットワーク (APMMN) 等の各種のモニタリ
1148 ングネットワーク、日中韓化学物質管理政策対話、UNEP 水銀パートナーシップ、
1149 フルオロカーボン・イニシアティブ (IFL) 等を活用した化学物質対策能力向上
1150 支援等の様々な枠組み・パートナーシップにより、我が国の経験と技術を踏まえ
1151 た技術支援、積極的な情報発信、国際共同作業等を行い、化学物質の適正管理の

1152 推進、そのための制度・手法の調和及び協力体制の構築を進めている。また、農
1153 林水産省では、我が国の提案により日 ASEAN 農林大臣会合で採択された「日 ASEAN
1154 みどり協力プラン」に基づき、化学肥料・化学農薬の使用低減を含め、我が国の
1155 技術や経験を活かし、生産向上と持続性の両立による強靱で持続可能な農業・食
1156 料システムを構築するための協力を進めている。日 ASEAN 環境大臣会合の枠組
1157 みで設立に合意した「電気・電子機器廃棄物 (E-waste) 及び重要鉱物に関する
1158 資源循環パートナーシップ」に基づき、インフォーマルセクター等による不適正
1159 な処理・リサイクルによる有害化学物質汚染の低減に向けて E-waste の回収・処
1160 理などに関する法令整備支援を進める。

1161 また、TICAD VI のフォローアップの一環として、都市廃棄物に関するアフリ
1162 カ各国の知見・経験の共有、人材・組織の能力向上等により、官民の投資を促進
1163 し、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に貢献するため、「アフリカのきれいな
1164 街プラットフォーム」を環境省と JICA 等が中心となって 2017 年に立ち上げた。
1165 また JICA は「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」の下、アフリカのみな
1166 らず途上国全般の廃棄物管理や汚染の防止に関する協力をを行っている。

1167 さらに、2025 年に向けて UNEP において設置が現在検討されている、化学物質
1168 と廃棄物、汚染等に関する科学・政策パネルにおいても、我が国は積極的に参加・
1169 協力していく。

1170

1171 ○二国間

1172 JICA による化学物質の適正管理に関連するプロジェクトの例として、東南ア
1173 ジア地域中心とした国に対して、化学物質管理制度構築や水銀汚染等の個別物
1174 質対策能力強化のための技術協力プロジェクトや、課題別研修として、化学物質
1175 管理制度構築や、水銀対策、有害廃棄物の適正処理等のテーマで課題別研修事業
1176 を行ってきた。

1177 例えば、インドネシアにおいて、同国政府の水銀管理政策の策定及び実施能力、
1178 水銀モニタリング能力強化を目的とした技術協力プロジェクト「水銀管理能力
1179 強化プロジェクト」を 2024 年から実施している。

1180 また、環境省では、東南アジア諸国との二国間協力として、環境リスク対策支
1181 援として PRTR 制度導入に向けた事業を実施してきた。また、経済産業省では、
1182 アセアン・サステナブル・ケミカル・セーフティ構想の枠組みの中で、東南アジ
1183 アとの二国間協力を実施したほか、アセアン各国の規制化学物質リスト等を収
1184 載した「日 ASEAN 化学物質管理データベース」を構築し、NITE が運用機関とな
1185 って運用している。

1186

1187 **ターゲット E4：化学物質に関するグローバル枠組み基金を通じたものを含む能力形成のために、化学物質と廃棄物の適正管理を実施するための資金ギャップが特定され、検討される。**

1190
1191 我が国は、二国間の枠組みを通じて化学物質と廃棄物の適正管理に向けた
1192 様々なパートナーシップや支援活動を実施している。具体的には、ターゲット E3
1193 の項目で述べたように、我が国の経験と技術を踏まえた技術支援、積極的な情報
1194 発信、国際共同作業等を行い、化学物質の適正管理の推進、そのための制度・手
1195 法の調和及び協力体制の構築等により能力形成の活動を進めている。このよう
1196 な活動の中で、化学物質と廃棄物の適正管理を実施するための課題や資金ギャ
1197 ップの特定・検討をしている。

1198
1199 **ターゲット E5：2030 年までに、各国政府は、化学物質と廃棄物の適正管理にか**
1200 **かるコストを、様々なアプローチを通じて内部化するための政策を導入するた**
1201 **めの措置を講じる。**

1202
1203 我が国では、循環型社会形成の施策の基本理念として「排出者責任」と「拡大
1204 生産者責任」という 2 つの考え方を定めている。廃棄物の処理に伴う環境への負
1205 荷の低減に関しては、その一義的な責任を排出者が負わなければならない。「排
1206 出者責任」とは、廃棄物を排出する者が、廃棄物を自らの責任において適正に処
1207 理しなければならないという考え方であり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な
1208 原則の一つである。また「拡大生産者責任」とは、生産者が、自ら生産する製品
1209 等について、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となっ
1210 た後まで一定の責務を負うという考え方である。これらの考え方を施策に取り
1211 入れることで、廃棄物の適正管理にかかるコストを内部化するための取組を行
1212 っている。

1213
1214 **ターゲット E6：2030 年までに、主体は、気候変動の解決策、生物多様性の保全、**
1215 **人権保護、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ又はプライマリー・ヘルスケアに**
1216 **関するもののような、その他の主要な環境・保健・労働方針と化学物質と廃棄物**
1217 **管理との間の相乗効果と関係性を特定し、必要に応じて強化する。**

1218
1219 我が国においても、本計画への位置づけを含めて化学物質と廃棄物の健全な
1220 管理の主流化に取り組むとともに、気候変動対策、生物多様性保全といった他の
1221 主要な環境政策や保健政策、労働政策との間の相乗効果（シナジー）を生かした
1222 取組を検討していく。

1223 例えば、「生物多様性国家戦略 2023-2030」で掲げる化学物質や農薬等による
1224 汚染の削減に貢献するため、国内の化学物質管理及び生物多様性に関する有識
1225 者等で構成する検討会を組織し、ネイチャーポジティブに貢献する化学物質管
1226 理の推進方策等の検討を実施する。また、化学物質管理に関する国際的な動きや
1227 化学物質規制が幅広い産業に適用されることを契機とし、厚生労働省及び中央
1228 労働災害防止協会が主唱し、環境省及び経済産業省の協力のもと、化学物質管理
1229 の重要性に関する意識の高揚と化学物質管理活動の定着を図るための化学物質
1230 管理強調月間を2024年4月に創設し、2025年2月を第1回とし、毎年2月に実
1231 施することとしている。
1232

1233 **第4章 国内実施計画の実施状況の点検と改定**

1234 国内実施計画の実施状況については、関係省庁連絡会議において実施状況を
1235 点検し、結果を公表する。

1236 2026年に開催予定のGFC国際会議において進捗確認スキームが採択された
1237 際に、必要に応じて本国内実施計画の内容の見直し等を行った上で、当該スキ
1238 ムに基づき点検を実施する。

1239

1240

(以上)

1241